

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷二十第

行發日一月三年十正大

論叢

地方所得稅と他地方交渉問題……………法學博士 神戸 正雄
 唯物史觀公式中の一句に就て……………法學博士 河上 肇
 獨逸流通稅の變革……………法學博士 小川郷太郎

時論

取引所改善の要點……………法學博士 戸田 海市
 注意すべき小作人問題……………法學博士 河田 嗣郎

說苑

生計費研究法を論ず……………法學博士 森本 厚吉
 所得分配統計……………法學士 汐見 三郎

雜錄

プリーフェーアの統計要覽……………法學博士 財部 靜治
 ビュツヒャー文庫……………法學博士 小川郷太郎
 自由貨幣運動……………法學博士 河田 嗣郎

所得分配統計を論じて森本博士に答ふ

沙 見 三 郎

第一序 言

北海道帝國大學教授法學博士森本厚吉氏は、兩三年來消費經濟學に關する新説を屢々我學界に提供して來られた。間々敬服すべき所論に接し大に意を強うしてゐたのであつた。所得稅の研究に志してゐた余は偶然博士の道に踏み込んだ。租稅負擔の原則を研究する準備行爲として我國民の生計狀態を調べる必要があつたからである。

消費經濟を專攻せらるゝ博士の研究は不幸にも余の目的には大なる効果を與へなかつたのである。米國を重んじ我國を卑しむ爲めに作成せられしにあらすやと迄思はるゝ不正確な統計數字は余をして身自ら生計調査を行はんとすの決心を固めしむると共に、更に進んでは人心に惡影響を與へつゝある博士の議論の根據をなす數字の真相を明白にせんと欲せしめたのである。余の本誌に發表したる二論文は實は茲に其動機を發したのであつた。

博士は早速教示を垂れられた。即ち十二月中旬十分¹⁾に御答へするのが禮でありませうが本日社會政策學會に出演の爲めに上京するので唯今時²⁾がありませんから失禮ですが大急に左に大要丈け御答へ致しますと極めて簡單に答へられたのである。併しかくは問題を後日に殘す虞あるを思

1) 拙稿：生計調査を論ず(本誌第十一卷第六號)京都市小學校教員生計調査(本誌第十二卷第一號)

2) 114頁(森本博士：生計費研究法を論ず)(本誌第十二卷第三號)

ひ更に詳細なる教示を乞ふた。然るに今度も依然前答辯を繰返へし、其理由を説明して曰く「私に批評を加へられた事に關しても詳細に論議しようと思ふたが餘りに長くなるから今は其時を有してゐない、幸ひ其批評の要點は私の論旨には餘り重大でない」と。丁度一月下旬の事であつた。同時に殆んど大部分が拙稿に對する攻撃で埋つてゐる新論文「生計費研究法を論ず」を、本誌上に發表せられたのである。

余は問題を二つに分ち論じたい。一は博士に對し余の疑問とする所を數字的に立證したる研究である。二は博士の批評に對する余の答辯である。感情的の本掛論は學界に何等貢獻する所がないから、博士の所謂「込入つた數式や圖表製作に精力を用ひ過す」の非難あるに拘らず、ひたすら忠實に學術研究を進めた。最初に「我國に於ける所得分配の統計的研究法」「博士の悲觀論の根據」と題して所得分配統計に關する余の研究を發表し、次に「小學校教員生計調査に對する博士の誤解」「生計調査の統計的研究法」に論歩を進め生計調査と悉皆大量觀察との關係を明にした。

第二 我國に於ける所得分配の統計的研究法

森本博士は、我國に於ける所得の分配状態は消費經濟學に「餘り主要でない」と云はれたが、財政學統計學の立場よりせば實に重大問題である。斯學の先輩 A. Wagner, R. Meyer 等は之が研究に多大の努力を拂つたのであつた。否消費經濟學に於ても重要な地位を占めてゐる筈である。

- 3) 114頁 4) 113頁 5) 97頁
9) A. Wagner: Zur Methodik der Statistik des Volkseinkommens und Volksvermögens.
R. Meyer: Die ersten Ergebnisse der Personaleinkommensteuer in Oesterreich, Ein Versuch auf dem Gebiete der Statistik der Einkommensteuer.

蓋し我同胞の九割八分が血と涙とで露命を繋いでゐると云ふ事實が統計上充分に立證出来るならば、寢室や客間の改良を目標とする貴族的消費經濟學は成立する筈が無いからである。我學界に於ても先輩高野博士の貴重なる研究あつて以來町田學士高田學士の報告あり、現に余も最近の趨勢に論及した事もあつた。⁷⁾

我國の所得の分配状態を研究する唯一の材料は主税局統計年報書である。然し是を利用するには少くとも二つの事を注意せねばならぬ。

一體稅務統計なるものは納稅者内部の關係を調査するに用ひるべきであつて、納稅者以外の人の事情を是より直に類推するのは極めて危險な事である。是れ高野博士の御注意ありし第一點である。

次に一般稅務統計中特に我國の從來の所得稅統計を利用するに當り注意すべき事がある。大正九年の改正ありし前の我所得稅法に於ては所得を三種に分ち、第一種株式の配當實與金及第二種地方債社債の利子は源泉にて課稅し、第三種所得たる殘餘の所得を個人に綜合課稅してゐたのであつた。故に例へば大正八年の十四億七千萬圓の第三種所得を議論してゐる人は、それは第一種第二種所得を合算した個人の總所得額二十九億五千八百萬圓の一部を捕へてゐるに過ぎない。是れ亦第三種所得稅統計を扱ふに當り高野博士の特に誠しめられた所であつて無視する事の出來ぬ重要點である。

此二つを前提として一般稅務統計特に我國の第三種所得稅統計に關する種々の研究方法が生れる。列記せば次の如くである。

第一は戶數を重んずべく、人員を扱つてはならぬ事である。

第三種所得は累進課稅の必要上、全部の所得を十四階段に分ち、更に千圓以下にて二種の控除査定をしてゐるから、都合十五の所得階段に區別する事が出来る。主税局年報書は此十五階段にそれぞれ納稅者及び同居家族を分配してゐる。然し所得稅法の規定上同居家族の所得は戶主の所得

7) 高野博士：所得稅統計に基き我國に於ける國民所得の増進及び其の分配に關する研究(統計學研究 484-518頁)
町田學士：本邦所得類別の研究(統計集誌、第四百二十號、105-113頁)
高田學士：所得のパレト線に就いて(現代社會の諸研究、92-116頁)

8) 拙稿：所得配均等負擔の理想と實現(本誌第十卷第四號)

に合算して計算せられてゐるから、各階段に示されてゐる納税者總數は其儘では學問上餘り役に立たないのである。

例へば戸主が千四百圓、二人の同居家族が五百圓六百圓の所得を有する時は、合算して二千五百圓となるから、統計表では二、〇〇〇—三、〇〇〇圓の階段に、納税者總數として三人同居家族二人なる數字が現はれる。本來五百圓乃至七百圓の所得者二人、千圓乃至二千圓の所得者一人なるに、一見二千圓乃至三千圓の所得者が三人有る様に思はれる。

是れ余が専ら納税戸數(納税者總數より同居家族數を減ず)を扱ふ事を主張した所以である。大正八年度の數字につき、納税人員、内家族の分、納税戸數の三者の關係を調べ次の結果を得た。

* 控除査定階段	第三種所得金額		納税人員		内家族の分		納税戸數	
	円	人	人	人	人	戸數	戸數	
500—900	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
900—1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
1,000—1,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
1,500—2,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
2,000—2,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
2,500—3,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
3,000—3,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
3,500—4,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
4,000—4,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
4,500—5,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
5,000—5,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
5,500—6,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
6,000—6,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
6,500—7,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
7,000—7,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
7,500—8,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
8,000—8,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
8,500—9,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
9,000—9,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
9,500—10,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
10,000—10,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
10,500—11,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
11,000—11,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
11,500—12,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
12,000—12,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
12,500—13,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
13,000—13,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
13,500—14,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
14,000—14,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
14,500—15,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
15,000—15,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
15,500—16,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
16,000—16,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
16,500—17,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
17,000—17,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
17,500—18,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
18,000—18,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
18,500—19,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
19,000—19,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
19,500—20,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
20,000—20,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
20,500—21,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
21,000—21,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
21,500—22,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
22,000—22,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
22,500—23,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
23,000—23,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
23,500—24,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
24,000—24,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
24,500—25,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
25,000—25,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
25,500—26,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
26,000—26,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
26,500—27,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
27,000—27,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
27,500—28,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
28,000—28,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
28,500—29,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
29,000—29,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
29,500—30,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
30,000—30,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
30,500—31,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
31,000—31,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
31,500—32,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
32,000—32,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
32,500—33,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
33,000—33,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
33,500—34,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
34,000—34,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
34,500—35,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
35,000—35,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
35,500—36,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
36,000—36,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
36,500—37,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
37,000—37,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
37,500—38,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
38,000—38,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
38,500—39,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
39,000—39,500	1,000	1,000	100	100	100	100	100	
39,500—40,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100	

説苑 所得分配統計を論じて森本博士に答ふ

第十二卷 (第三號 一二〇) 四六四

100,000—100,000	三七人
100,000—	二七人
計	一六七人
	三三六人
	一〇九七人

* 原材料には「法第四條ノ五控除額」なる標頭の下に「百五十圓」「百圓」として掲げてあるが、余は其意味をとり、本統計の如く改めた。

試に明治四十二年乃至大正八年の各所得階段を納税戸数につき算定すると、次の数字を得るのである。第二種所得税統計を利用するには此数字を根據として研究を進めねばならぬ。

所得金額	納税戸数		年								
	明治四十二年	明治四十三年	明治四十四年	大正元年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年
500—1000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1000—2000	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
2000—3000	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
3000—4000	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
4000—5000	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
5000—6000	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
6000—7000	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
7000—8000	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800
8000—9000	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900
9000—10000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000

然し官廳統計の常として、所得額の間隔の刻み方が不規則であつて、最初の階段の二百圓が終りの方で十萬圓となる始末であるから、凡てを百圓當りに換算し、百圓當り戸數を算定する必要がある。即ち第二の研究方法として間隔を等しくする方法を生じる。最近十一年間の統計につき此手段を施し次の表を得たのである。

所得金額	百圓當り納税戸數										
	明治十二年	明治十三年	明治十四年	大正元年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年
100,000 — 150,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
150,000 — 200,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
200,000 — 300,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
300,000 — 400,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
400,000 — 500,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
500,000 — 600,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
600,000 — 700,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
700,000 — 800,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
800,000 — 900,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
900,000 — 1,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1,000,000 — 1,500,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1,500,000 — 2,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2,000,000 — 3,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3,000,000 — 4,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4,000,000 — 5,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5,000,000 — 6,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6,000,000 — 7,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7,000,000 — 8,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8,000,000 — 9,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9,000,000 — 10,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10,000,000 — 15,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
15,000,000 — 20,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
20,000,000 — 30,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
30,000,000 — 40,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
40,000,000 — 50,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
50,000,000 — 60,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
60,000,000 — 70,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
70,000,000 — 80,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
80,000,000 — 90,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
90,000,000 — 100,000,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

説苑 所得分配統計を論じて森本博士に答ふ

第十二卷 (第三號 一一一) 四六五

以上二方法は原材料の香高き幼稚のものである。所得分配の統計的表示方法としては、一層適切な有機的方法を要求す。是に於て高田學士の紹介せられし第三の方法 Pareto 線が成立する。

縦線を以て所得額の對數、横線を以て此額以上の所得を受くる人員總數の對數を示す所は、此等の諸點を結び付くる直線は殆んど直線に近いのである。Pareto 線は之である。此函數關係を式で示すと次の如くなる。αは一定の所得額、Nは此所得額以上の所得を受くる人員の總數である。Aとαとは各社會の實際に就き算定せらるべき數字である。

$$N = \frac{A}{\alpha x} \quad \text{or} \quad \log N = \log A - \alpha \log x$$

此場合此直線が横軸に對してなす傾の度を示す所のαは、常に時と所とにより變動するものであつて、其社會其時代に於ける富の分配の不平等の程度は且に反比例するのである。αの大小により、其時其所の富の分配状態を髣髴ならしむる事ふ事實、是が Pareto 線が所得分配の統計的研究に價値ある所以である。

余は、所得額をxにて、其額以上の所得を有する納税戸數をNにて示し、過去十一年間の我國民所得の分配状態を調べ、次の數式を得た。特にαに關しては、前年と増減を比較した。

$\log N = \log A - \alpha \log x$	α	年
10.7662421	1.87229	明治四十二年
10.9814282	1.92337 増	明治四十三年
10.9863750	1.93859 増	明治四十四年
10.9459381	1.91821 減	元正元年
10.9386192	1.90269 減	大正二年
10.9169886	1.88904 減	大正三年
10.9009213	1.89081 増	大正四年
10.5440197	1.77737 減	大正五年
10.0022037	1.57855 減	大正六年
10.2661961	1.59593 増	大正七年
10.4520877	1.61172 増	大正八年

αが大正六年を最小限として前後に増加してゐると云ふ事實は、大體に於ては所得の分配の不

平等の度が逐年増加し、特に戦争に於て其速度を増し戦後やゝ緩和されつゝある事を統計的に實證してゐるのである。

高野博士の質實なる研究によりヒントを得たる我學界は、所得分配の統計的研究に於て、長足の發達を遂げたのである。米國にも最近同様の研究が發表せられた。¹¹⁾ 我統計學者の不斷の努力は我學界をかく迄進歩せしめたのである。苟も我國の所得分配を云々する以上、此種の數字は見逃す事の出来ない重要材料である。竊て森本博士の研究方法を調べて見やう。

第三 博士の悲觀論の根據

生活問題、社會政策學會講演で宣傳せられし博士の悲觀論は、最近刊の博士の著「生活經濟の新能率」にも繰返へされてゐる。本書は、「帝國大學教授の重職」に在る博士が「國家と社會とに對する當然の義務」として發表せられた責任ある論文集であるから、専ら是より引用する。

「生活問題」の卷頭第一頁に於て博士は悲痛の叫を傳へてゐられる。¹²⁾

「眞に悲惨な事ではあるが、私の研究の結果によると我國家族數九百七十二萬戸の内で九百五十六萬戸即ち九割八分は單に生存し漸く壽命を繋ぎ、僅に十六萬戸即ち二分だけが生活して能率ある國民經濟を營み得る資格を有してゐるのである。」

此叫は殆んど同一文字を用ひて「生活經濟の新能率」中にも繰返へされてゐる。¹³⁾

「誠に悲惨な事であるが、私の研究の結果によると、我國の家族總數九百七十二萬戸の内で、九百五十六萬戸即ち九割八分は單に生存者、漸く壽命を繋ぎ、僅かに十六萬戸即ち二分だけが、生活を營んで能率ある國民となり得る資格を有してゐるのである。」

11) K. G. Karsten : An Index of Incomes (Quarterly Publication of the American Statistical Association, Sep. 1920.)

12) 森本博士：生活問題 1頁

13) 森本博士：生活經濟の新能率 129頁

更に問題は國際比較に移り、博士は我國民生活に暗き陰を投げてゐられる。¹⁴⁾

「恐らくは歐羅巴の文明諸國で我國民程貧弱なるものは他にないであらう。……何しろ年收十萬圓以上富者が僅か四十九人で十圓以上の收入あるものすら僅かに二十三萬人あるに過ぎない。……九割以上の人口は人間らしい生活が營まれないでやつと生存して居るのである。」

博士の意見に従へば、米國は金持が充滿して貧乏人が殆んど無く、我國には貧乏人が國民の九割八分を占めて露命を繋ぎ、而も其程度は、饑餓に迫れる戦後の歐羅巴人よりも甚しい様である。我國に大富豪があり貧富の懸隔が大であれば社會政策も實行出来るであらうが、貧乏人ばかりでは仕方がない。余は博士の提供せられし次の表を眺め我國の前途を絶望してゐたのであるが、偶然博士の悲觀論の根據に解決の鍵を得たのである。

貧富の標準 (東京市)¹⁵⁾

	大正一 五年一 家族所得額	大正七 年一 家族所得額	現在家族總數	百分率
貧 氏	100・圓以下	500・圓以下	5,700,000人	21・9
	100・— 300・	500・— 1,000・	5,500,000	5・7
中 流	300・— 1,000・	1,000・— 4,000・	1,017,000	1・0
	1,000・— 1,500・	4,000・— 10,000・	1,000,000	0・4
富 者	1,500・— 10,000・	10,000・— 100,000・	1,000,000	0・4
	10,000・以上	100,000・以上	100,000	0・1
			2,100,000	微少

此表には何等出所が明記してないが、大正五年の第三種所得稅統計を見ると、「大正七年一家

14) 森本博士：生活經濟の新动能率 175-176頁

15) 森本博士：生活經濟の新动能率 12-13頁

族所得額」と「大正五年の納税戸數」とに大體の一致點を得たのである。然しそれにしては多少不審の箇所がある。

第一、五百五十圓なる金額を中心として貧民を上下に分つてゐられるが、千圓以下の所得額の階級の切れ目は大正五年では四百圓、五百圓、七百圓、大正七年では五百圓、七百圓となり、二百圓、五百五十圓なる数字は存在しない。

第二に「大正五年一家族所得額」と「大正七年一家族所得額」を一表にまとめながら、而も「大正七年の所得額」と「大正五年の納税戸數」とが結びつてゐる。學者たる博士は恐らく此様な事はなざるまいと思つたのであつた。

然し、もしやと思ひ疑點を四つに分ち教を乞ふた所が、果然余の豫測通り大正五年の第三種所得税統計と大正七年の東京市生活標準とが原材料であつた。而も此事實を博士は「餘り重大でない」と斷言してゐられる。官廳統計を故意に變更し而も何等斷り書を附せない事は、徳義上の問題は兎に角、學的良心の許さない所である。博士の議論の誤謬を余は便宜上四段に分ちて論ずる。

第一に博士は我國に於て生活費の高い東京市の生活標準で全國を律せられたのである。勿論博士は無條件でない、「條件付」だと辯明してゐられる。東京が全國の中小都會、田舎よりも物價の高き事は、博士自身が實證してゐられる所である。もし東京の戸數が日本全國の戸數の殆んど大部分を占めて居れば格別、さも無い限り之を全國の生活標準に推し及ぼすのは、餘りに條件が多過ぎるでは無いか。問題は日本に於ける最小生活費である、而して其を得てゐない人は露命を繋ぐ事となるのである。而もそれを決するに日本に於て比較的物價の高い東京を採用せらるゝのは穩當を缺きはしないか。

第二は大正五年の戸數を採用し而も之に配するに大正七年の生活標準を以てしてゐられる點で

16) 拙稿：生計調査を論ず(本誌第十一卷第六號 740-750頁)
17) 114頁
18) 森本博士：生活問題 103頁 244-277頁 364-380頁

ある。

博士は「大正七年七月頃に大部分を纏めて……發表したものであります、従て其當時最近の主税局統計書を用いたのであります」と答へてゐられるが、同様の数字は大正九年三月發行の生活問題にも同年九月發行の生活經濟の新生能率にも繰返へされてゐる。

特に余が博士の教を乞ひたいのは、大正七年の生活標準を何故大正五年の統計に應用せられ、而も統計面では恰も大正七年の戸數に割當てた様に變形してゐられるのかの點である。

		大正五年 ²⁰⁾		大正七年 ²¹⁾	
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
森本博士の 貧富の標準		所得金額	戸數	所得金額	戸數
貧	上	500圓未満	九三三三戸以下*	500圓未満	九六三三戸以下*
	中	1,000—1,900	一〇七、三〇〇	1,000—1,900	一〇七、七〇〇
	下	2,000—4,900	一〇七、三〇〇	2,000—4,900	一〇七、三〇〇
民	上	5,000—9,900	一〇七、三〇〇	5,000—9,900	一〇七、三〇〇
	中	10,000—19,900	一〇七、三〇〇	10,000—19,900	一〇七、三〇〇
	下	20,000—49,900	一〇七、三〇〇	20,000—49,900	一〇七、三〇〇
流	上	50,000—99,900	一〇七、三〇〇	50,000—99,900	一〇七、三〇〇
	中	100,000—199,900	一〇七、三〇〇	100,000—199,900	一〇七、三〇〇
	下	200,000—499,900	一〇七、三〇〇	200,000—499,900	一〇七、三〇〇

* 博士の所謂貧民の上乃至上流の上の階級の戸數は最小限の数字であるから、以上「の」の文字を附した。従つて總戸數より此等の数字を差引いた貧民の下の数字は最大限であるから、以下「を」書き添へた。

森本博士の貧富の標準に従ひ、大正五年と大正七年の数字を用ひ、以上の表を作製した。
大正五年の所得金額を(イ)、戸數を(ロ)とし、大正七年の所得金額を(ハ)、戸數を(ニ)すると(イ)(ロ)と

19) 114頁

20) 主税局第四十三回統計年報書(大正五年度) 125-135頁

21) 主税局第四十五回統計年報書(大正七年度) 125-135頁

ハニが相應する譯である。然るに博士は物價高き大正七年の所得金額ハニに、物價低き大正五年の戸數ロを結び付け、日本人の生活標準の低いのを高調せんと努力してゐられる。更に博士は米國の所得稅統計をも引用してゐられるが、其數字は正確である。²²⁾あの態度をどうか我國の所得稅統計に對しても適用して頂きたいものである。

第三に博士の利用せられた材料は所得稅統計である。

所得稅統計の所得額が内輪の數字であるは周知の事實であると云つたに對し「自分が反證する材料を有しない」と云はれた。²³⁾株式の配當金、社債地方債の利子等第一種第二種所得として算定せられてゐるものは次に譲り、茲には其以外の理由で内輪の數字たる事を明にする。

一、所得稅は申告によつて調査するのが通常の順序である。然るに申告數は非常に少く、五割は申告以外に稅務署が調査するのである。此事實は、申告もせず稅務署の目にも入らない所得者のある事を示してゐる。

二、次に申告者の申告額は稅務署と申告者との交渉の結果大に輕上げらるゝを常とする。此事は、實額以下の決定額だけが所得稅統計に現はれる場合のある事を反證するのである。

三、稅務署の實額調査の結果は先づ實際の所得額を考へてよからう。而も此場合實額調査の結果の八掛九掛を決定額とするのである。所得稅統計に現はれた所得額の多くは實額調査の場合の決定額より少いのを常とする。實額調査の結果の八掛九掛たる決定額より、尙少い大部分の所得が、實額より内輪に見積られてゐる事は云ふ迄もない。

四、實物給與を受けてゐる商店の従業員は夥しい數に上つてゐる。衣食住の日用品は凡て供給せられ、表面上俸給は所得稅を免るゝ程度に出來てゐる。尙理論上所得に歸すべきもので而も稅法の看過してゐるものは莫大である。

五、定期預金の利子が從來課稅せられなかつたのは新所得稅法の立法の主旨から推察せられる。國債の利子は法律上免除されてゐる。其他賞與金で第一種所得にも第三種所得にも算定せられずに濟んでゐるのも現實に存在してゐる。

以上の理由により所得稅統計に現はれたる所得金額が内輪の數字たる事は明であらう。勿論脱

22) 森本博士：生活經濟の新能源 14頁
23) 115頁

税にはそれぞれ制裁があるから殆んど其餘地が無い様に思へるが、事實はそうでない。蓋し現行法では脱税せりや否やを確むる手續が缺けてゐるからである。

第四に其所得税統計たるや第三種所得税統計であつて、株式、公債、社債等の動産より受くる莫大なる所得は博士の統計より全部除外せられてゐるのである。

博士答へて曰く「第二種所得は……決してあなたの云はれる様に莫大なものではありません」²⁴⁾と。博士は第二種所得の金額が小だから却けたと云つてゐられる。然し博士は更に進んで現代所得の大宗たる第一種所得をも除かれたのである。かくては結局所得を全部否定する結果に陥るのである。余は所得税法より容易に推定し得る個人所得を、大約次の如くに合計した。

所得の種類	大正三年		大正四年		大正五年		大正六年		大正七年		大正八年	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
第三種所得	6,286,910	10.1%	6,337,160	10.1%	6,811,820	10.1%	7,988,640	10.1%	10,170,000	10.1%	12,000,000	10.1%
第四種所得	2,127,750	3.2%	2,200,000	3.2%	2,300,000	3.2%	2,400,000	3.2%	2,500,000	3.2%	2,600,000	3.2%
計	8,414,660	13.3%	8,537,160	13.3%	9,111,820	13.3%	10,388,640	13.3%	12,670,000	13.3%	14,600,000	13.3%
第一種所得	60,327,700	91.9%	63,662,840	91.9%	71,888,180	91.9%	81,411,360	91.9%	97,830,000	91.9%	113,400,000	91.9%
第二種所得	20,877,700	31.8%	22,562,840	31.8%	25,778,180	31.8%	29,011,360	31.8%	34,170,000	31.8%	39,400,000	31.8%
其他の所得	8,414,660	12.7%	8,537,160	12.7%	9,111,820	12.7%	10,388,640	12.7%	12,670,000	12.7%	14,600,000	12.7%
計	92,517,020	100%	96,662,840	100%	110,778,180	100%	124,811,360	100%	147,670,000	100%	170,000,000	100%
合計	92,517,020	72.6%	96,662,840	72.6%	110,778,180	72.6%	124,811,360	72.6%	147,670,000	72.6%	170,000,000	72.6%
其他の所得	8,414,660	7.3%	8,537,160	7.3%	9,111,820	7.3%	10,388,640	7.3%	12,670,000	7.3%	14,600,000	7.3%
計	100,931,680	100%	105,199,000	100%	119,890,000	100%	135,199,000	100%	160,270,000	100%	184,600,000	100%

24) 115頁
 25) 主税局第四十六回統計年報書(大正八年度) 118頁 139頁
 國債統計年報(大正七年度) 49頁

は相對的減少の趨勢にある。企業組織としての株式會社の發達と、合法的脱税の具としての株式會社の新設とは此が原因である。現に森本博士も分配の公平を期する爲め國家の探るべき手段の主なるもの、第一として税制の改革を舉げ「所得税に於ては……會社の利益配當金に課税する事第一種及び第二種の所得税率を更に重くする事」を望んでゐられる。即ち會社の利益配當金が個人に移る場合には綜合課税を行ふべし、第一種第二種所得の税率を重くすべしとの博士の御意見は、第一種所得特に株金所得の存在を前提としたものである。何故博士は税制の改革には株金所得を目標とし、而も國民所得の算定には全部之を除外せられたか。其態度の一貫せざるを惜むのである。茲に面白い統計がある。

氏名	所得金額			源泉課税の場合の税額			森本博士の 貧富の標準
	總額	配當金	第三種所得	總額	第一種所得税	第三種所得税	
甲	8,211,000円	8,100,000円	11,500円	807,920円	807,920円	111円	上流の中
乙	4,000,000円	3,800,000円	—	337,000円	337,000円	—	貧民の下
丙	4,000,000円	3,800,000円	200,000円	337,000円	337,000円	9,500円	上流の上

甲、乙、丙はいづれも大富豪である。然るに其所得の大部分を配當金から得てゐる爲めに、奇妙な現象を生ずるのである。森本博士の貧富の標準に従へば、四百參拾四萬圓所得の丙が五萬八千圓の所得者として上流の上に列するは尙よしとするも、甲が事實八百萬圓の所得を有しながら五千圓の所得者として上流の中に列し、甚だしきは五百萬圓に垂んとする所得を有する乙富豪が血と涙とで露命を繋ぐ貧民の下となるに至るのである。これ博士が第一種所得を無視せられしよ

り出づる當然の結論である。

大正六年に、大阪稅務監督局管内で第三種所得及法人より受くる配當金賞與金を合算したるもの、所得分配統計を作つた。同管内及び日本全國の第三種所得分配統計と對照すると次の如くである。

大正六年に當該金額以上の所得を有する戸數

所得金額	第三種所得 (大阪稅務監督局管内)	第三種所得及法人より受くる配當金賞與金 (大阪稅務監督局管内)	第三種所得 (日本全國)
500	120,824	?	240,247
1,000	112,112	110,116	223,151
1,500	77,741	82,102	159,843
2,000	50,722	54,014	104,736
2,500	37,920	39,002	76,922
3,000	27,122	28,122	55,244
3,500	19,222	20,222	39,444
4,000	14,222	15,222	29,444
4,500	10,222	11,222	22,444
5,000	7,222	8,222	16,444
5,500	5,222	6,222	12,444
6,000	4,222	5,222	10,444
6,500	3,222	4,222	8,444
7,000	2,222	3,222	6,444
7,500	1,222	2,222	4,444
8,000	1,000	1,000	2,000
8,500	1,000	1,000	2,000
9,000	1,000	1,000	2,000
9,500	1,000	1,000	2,000
10,000	1,000	1,000	2,000

法人より受くる配當金賞與金を加えると參萬圓以上の階級が大阪稅務監督局管内に八百四十六戸あるのに、第三種所得のみでは日本全國で八百二十一戸に過ぎない。第一種所得の作用は實に大である。十萬圓以上の年收者が全國僅かに四十九人と云ふ博士の數字は全く誤謬である。

更に進んで法人より受くる配當金賞與金を綜合せざる場合の日本全國と大阪稅務監督局管内の Pareto 線と、綜合せし場合の大阪管内の Pareto 線とを比較し次の結果を得た。

法人より受くる配當金賞與金を綜合せざる場合

(一) 日本全國 $\log N = 10.0023097 - 1.57355 \log x$

(二) 大阪稅務監督局管内 $\log N = 9.0676647 - 1.47317 \log x$

法人より受くる配當金賞與金を綜合せる場合

(三) 大阪稅務監督局管内 $\log N = 8.3591445 - 1.21329 \log x$

α が一・五七八より一・四七三に減じ、更に一・二二五に減少したのは、第一種所得を除外した統計が所得分配の状態を傳ふるに如何に價値少きかを思はしめるのである。

要するに本當に血と涙とで生活してゐる人の數字は、少くとも博士の數字より減少してゐる筈である。蓋し時を無視し、所を超越し、内輪の數字を誤用し、他の洩れたる部分を顧慮しないのが、博士の統計である。従つて博士の所謂貧民の上乃至上流の上の階級の戸數は、實は最小限を示せる數字である。故に全戸數より差引いた殘餘たる貧民の下は、最大限の數字たるに止まる、高野博士が口を酸くして誠しめられた丁度其誤に、果然博士は陥つてゐられる。²⁷⁾かゝるマイナス法——最大限最小限に顧慮なく全體より部分を引けば殘餘が残ると云ふ博士の方法——は今後絶

對に中止したいものである。

博士は「悪しき統計は、なきよりも悪し」と云つてゐられるが、用ふべからざる所に用ひし爲め折角の正確なる稅務統計を瓦礫に化せられたのは、返す／＼遺憾である。

第四 小學校教員生計調査に對する博士の誤解

博士は非常に昂奮した調子で余の論文を批評してゐられる。博士は余に答へらるゝ場合には「不完全(な)統計を用ひ……論究する事があるが……大體の傾向を示す爲……用ひるに過ぎない」と述べ、²⁹⁾以て第三種以外の所得を無視し統計を變改せし事の辯解としてゐられる。然るに余の説を批評するに當りては寸毫も假借せず、「統計の價値は先第一に數字の正確なる事にある」³⁰⁾の金言を偏狹に解し、架空の汐見法則を勝手に建設して余に冤罪をさせてゐられる。其間態度の一貫を缺いてゐるが、これ亦博士の學問に對する熱心より出でたものであらう。

博士の批評は大體次の如くに分つ事が出来る。

第一は研究方法より結果が大切である、殊に統計や「數式に精力を用ひ過」³¹⁾するは面白くない、と云ふてゐられる。

第二に調査方法に對する攻撃である。期間、客體、主體、研究方法凡てにわたり、京都市小學校教員生計調査を非難し、遂には「學術進歩に妨害をなす」³²⁾と迄極論してゐられる。

第三は整理方法にて Galton's Method を利用したのがよくないそうである。

29)	113	頁
30)	113	頁
31)	113	頁
32)	113	頁

第四は整理の結果である。汐見法則なる架空の法則を二つ作り、是が余の致命傷だと断定してゐられる。

思ふに博士は余の詭を殆んど誤解し批評を下されたのである。然し「學術進歩に妨害をなす」と迄博士に誤解を與へたのは余の不徳であるから、誤解の點を一々指摘し以て余の責を果したい。抑もあの調査は元來小學校長會の調査であつて、余は途中から參加したのである。故に原材料の蒐集に關しては余は何等の責任が無く、此事は已に本文に明確にして置いた筈である。

「大正八年十一月の事である。物價は異常に騰貴する、而も俸給は依然舊の如くである。京都市小學校長會は之が合理的解決策として先づ生計調査の必要を感じ……十一月二十日京都市全小學校教員約千二百名に、次の収入記入用紙と支出記入用紙との二枚を配付し、十一月中の實績を記せしめ、十二月一日全部を取纏めた。十二月中旬一旦調査を終り、新聞紙上に其結果を發表した。所が或事情よりして十二月二十七日より私が其整理に加はる事となり、大正九年一月末まで全部以の調査を完了したのである。本調査の大體の経過は以上の如くである。従つて調査方法にも多少遺憾の點もあつた」³³⁾

調査したのは京都市小學校長會而して其時日は十一月二十日より十二月下旬迄、再整理したのが余で十二月二十七日以後の事である。此事實が本文に明記してあるに拘らず、而も「遺憾の點もあつた」と斷り書した丁度其部分のみを捕へて、博士は余を攻撃してゐられる。是が批評の殆んど全部である。従つて「調査の主體に男女の別及年齢別が考へられて居ない」「最大缺陷は副収入が調べてない事である」「化粧代、娯樂費、修養費等の如き面倒な支出の細目は其他に止め」著者が記入用紙を収入と支出との二つに全々分離したのは誤つた結果を來す原因の第一に私は算へる」

「何故に十一月を選ばれたるか不解」「其月末十日間で文書によりて尋問様式で調査す」の批評は、余の答辯すべき限りでない。尙「財産より生ずる収入の額」「家族の収入月額」を利用しなかつたのは、材料が不完全であつたからである。「住宅料」「臨時手當」は本俸加俸より容易に算定し得る事は、博士の夙に御承知の事と思ふ。

以上の理由により余は何等答辯の義務が無いのであるが、森本博士に敬意を表して次の諸點につき順次御答へしたいのである。

- 一、統計的方法が生計調査に重要なりや否や
- 二、滿一ヶ年間記帳式方法によらざる生計調査を整理する事をれ自體の可否
- 三、整理方法に Gallon's method を應用せし事の當否
- 四、所謂汐見法則なるものは余の研究と不可分のものなりや

第五 生計調査の統計的研究方法

博士は方法よりも結果を重んずる論者である。余は個々の結果よりも、凡ての場合に適用出来る研究方法に愛着を有する學徒である。生計調査と統計的研究方法との關係に對する意見の反對は、凡て此立場の相違から發生する。

順を追ふて答辯する。

一、博士の反對あるに拘らず、余は統計的研究方法が生計調査に重要なことを主張したい。

普通經濟學の扱ふ生計状態は、或特定人又は一部少數者の生計状態でなくして、大量現象としての問題である。従つて悉皆大量觀察方法たる統計方法が、生計調査に必要なは、云ふ迄も無い。博士は統計法に對して不信認の意を表し、之に代ふるに標本調査を以てしてゐられる。是れ本末を顛倒したものであるか。標本調査は統計方法の補助手段である。悉皆大量觀察の出来ない場合に、やむなく採用する權道である。權道を重んじ正道を排斥するは余の探らざる所である。

博士は方法が大切か結果が重要かの問題にも觸れてゐられる。余の片言隻句を捕へての不當の攻撃に對し此上の水掛論は避けたい。何より先づ生計調査に對する博士と余との態度を比較して見よう。二三年間苦心の結果だから信せよとて二千圓なる最少生活費を掲げ、出所も示さぬ統計により日本人の運命を卜するのが、結果を重んぜらるゝ博士の態度である。生計調査を試みるに當り、先づ其理論を述べて自己の立場を明にし、而して後京都なる一小都市の、小學校教員と云ふ一階級の、而も一戸を構ふる男教員のみの家計を、修飾を加へず、有りの儘に傳ふるのが、方法を重んずる余の態度である。正當なる研究方法なくして、どうして立派なる結果が得られようか。大量現象たる生計状態を調べるに當り、統計的研究方法を除外して何をか齎す、「結果を重するが爲めに方法を重する」博士が、無意識の間に「都合よき結果を出す爲めに方法を犠牲にせられた」のを悲しむのである。

二、滿一ヶ年間記帳式方法による生計調査でなくても、比較的同質性、確實性、多數に富める生計調査は、闇から闇に葬らず整理すべきである。

34) 森本博士：日米「最少生活費」論(社會政策學會論叢第十二册 289頁)

35) 104頁

精確なる原材料を多數用ひて、悉皆大量観察が出来れば、統計としては理想的のものである。然し森本博士が「私自身も…不完全(な)統計を用ひ³⁶⁾」と云はれる通り、或は原材料の内容が大體の數字であつたり、又は原材料が少數の爲めに僅に標本調査を行ひ得るに止まるのが世間の普通である。故に上記の精確の材料と悉皆大量観察との二條件を具備しない迄も、或は精確なる材料の標本調査、又は大體の材料の悉皆大量観察が出来れば、實際統計家としては満足である。要は數字の出所と研究の態度とを明にするにある。かの「悪しき統計はなきよりも悪しきものである³⁷⁾」の言の眞意味は「現實には完全無缺の統計が無いから、使用の際には數字の出所、研究の方法を明にして以て學界を誤る勿れ」と云ふのである。それを博士は一概に「數の大なる事は望ましいのであるが不完全な大數よりも完全に近い少數の方が尊い、斯くて Mode の必要が起る³⁸⁾」と云つてゐられる。然しこれ實に悉皆大量観察の長所を無視した極端論である。又 mode を博士が一部少數の標本調査から完全に算定し得るものと思つてゐられるのは何か誤解でなからうか。材料の精確と悉皆大量観察との二點から研究を進め長短相補ひ始めて完全なものが出来ると、余は考へてゐる。材料の精確と云ふ點に就ては己に高野博士が草分をして下さつた³⁹⁾。然し悉皆大量観察の點は從來餘り高調せられてない。我學界の現状よりせば寧ろ此方面を紹介する必要がある。

具體問題にうつる。京都市小學校教員は一昨年十一月尋問様式の生計調査を行ひ、以て増俸運動の手段としたのであつた。博士ならば、例の滿一ヶ年間記帳式方法でないと云ふ一理由を以て、此調査を闇から闇に葬られるかも知れない。然し余は敢て是が整理に従事したのである。蓋し知

36) 113頁

37) 113頁

38) 109頁

39) 高野博士

識階級を愛するからである。學問を愛するからである。

試験管で自由に實驗の出来るのは自然科学者の特權である。之に反し社會を對象とする學者は實驗の自由を有しないから、社會現象の起るや、瞬時も猶豫せず、之が真相の研究を必要とする。大正七八年各所で勃發した増俸運動は、從來のそれとは異り、多くは生計調査に合理的根據を求めた、此時こそ智識階級の社會運動の眞剣に進展した時であつた。社會現象を扱ふ余は袖手傍觀するに忍びなかつたのである。是れ余が、完全な材料で無いとは知りながら、比較的性質確實性に多數の條件を具備せる京都市小學校教員生計調査を整理した所以である。

博士の云はるゝ通り本調査の材料は頗る難物である。然し知識階級の増俸運動の際の生計調査は、より以上不完全なのが通常である。本調査にても收支の用紙を分離し、無記名にし、内職收入の記入を避け、想像以上に臆病の態度をとつたのである。然し机の上はいざ知らず、是が事實だもの仕方がない。貴族的消費經濟學の立場より、此等血と涙との材料を捨つれば即ち止む、余は萬難を排して死物を生かしたのである。此努力に皮肉の批評を投せしが博士である。而も校長會より回付せられし材料の完全ならざるについて余が遺憾の意を洩せる丁度其部分に關し攻撃の矢を向けてゐられる。

主體にしても、主として食物消費量を標準とした O.E.B. を求め其 O.E.B. の算術的合計のみを考へて衣服住宅其他凡ての消費状態を機械的に割斷せんとするが、博士の主張である。此議論は餘りに傳統的たると共に、大小人の區別しかない調査材料に對する適當の注文である。

期間にしても、一年だと季節的變動の除去、掛賣の取扱等種々長所のある事は凡て書物に書いてある。然し徒に形式に泥み

常に期間を一年に定め一年未満の材料を全部捨つるは餘りに迂遠で無からうか。特に物價騰貴し生活の壓迫甚しく遂に増俸運動の手段に出でし當時の生計状態を調べるときは、短期目にも充分の長所を認めねばならぬ。

客觀、研究方法に關する博士の議論も餘りに實情を無視してある。智識階級の増俸運動の際に財産、内職収入を正確に記入せしめんとし、家計帳の全部の提供を迫るは果して可能の事であらうか。

要は其數字の出所を示し研究の態度を明にし、以て間違の少い部分のみを利用せばよいのである。増俸運動の材料から不足金の新法則を發見せんとするのは、時代の常識を超越した議論でなからうか。余は之を避けるのである。支出の數字に多少の誇張ありとするも、これ共通の現象であるから相對數を算出せば、此缺陷は救済さるゝのである。余が各收入階段につき支出内部の相對數を算出したのは、此理由に基く。而もそは決して新法則の樹立を志したのでなく、從來の Engel 法則の事實を確めんとしたに止まる。

三、上記の場合に Galton's method を使用するのには差支なきものである。

一算術平均のみで満足してゐられる森本博士の研究と、多數代表値を計算し數値の分布を計算せんが爲めに Galton's method を採用せし余の方法と平均數論上何れが優れるか。例へば小學校教員の收入を調査する際に、平均收入が五十圓と云ふのみにては餘り意味をなさないのである。五十圓收入の人二人でも、九十圓收入の人一人八十圓收入の人二人三十圓收入の人五人でも同じく五十圓平均である。更に進んで、初任級、其後の收入を算定し以て收入の分布を明確ならしむる必要があるから、余は本方法を採用したのである。森本博士自身は算術平均で一貫してゐられるが、余の Galton's method を採用した事に對しては、異議が無からうと思ふ。

只収入、家族數、年齢、勤続年限等を結びつけた點が攻撃の中心らしい、勿論此事は小學校教員の如き特別の經歷を有する人に於て始めて假定出来る。師範學校を卒業す、下宿し初任級の収入がある、相當の年齢に達す、収入も増す、家を持ち結婚す、子供が出来る。是れ小學校教員の通常の經歷であつて大部分は此單純なる生活を送つてゐるのである。其を假定したからとて、別に沙見法則なる名稱を附するに及ばない。

勿論余は此が假定に相當の準備をした。収入、年齢、勤続年限三者の關係は別に云ふ迄も無いが、只一點家族數の問題で多少疑問があつた。然し次の家族分布表で収入と家族數との關係が明となつたので、意を安んじて此方法を施したのであつた。

収入階級別	各階級の家族數												計
	一人	二人	三人	四人	五人	六人	七人	八人	九人	十人	十一人	十二人	
五〇圓未満	實數(人)	15	23	31	33	35	31	21	11	5	3	1	110
	百分比(%)	13.7	21.1	28.2	30.1	31.5	28.1	18.6	10.0	5.5	2.7	1.1	100.0
五〇圓乃至	實數(人)	31	41	52	53	47	36	21	12	5	2	1	257
	百分比(%)	11.7	16.2	20.6	20.6	18.3	13.2	7.8	5.4	2.0	0.8	0.4	100.0
七〇圓乃至	實數(人)	5	8	10	10	11	8	5	3	2	1	1	57
	百分比(%)	1.8	3.1	3.7	3.7	4.1	2.7	1.7	1.2	0.7	0.4	0.4	100.0
九〇圓乃至	實數(人)	1	3	10	11	8	5	3	2	1	1	1	41
	百分比(%)	0.4	1.2	3.7	4.1	2.7	1.7	1.2	0.7	0.4	0.4	0.4	100.0
九〇圓以上	實數(人)	1	2	5	6	3	2	1	1	1	1	1	21
	百分比(%)	0.4	0.8	1.9	2.3	1.2	0.8	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	100.0
計	實數(人)	104	128	133	133	128	106	66	33	18	7	5	598
	百分比(%)	10.4	12.8	13.3	13.3	12.8	10.6	6.6	3.3	1.8	0.7	0.5	100.0

*は中位數である

四、博士の所謂汐見法則は全くの冤罪である。

「若し」⁴⁰⁾なる假定である事は余も知つてゐる。然し假定で以て他人の説より法則を推定し、其に他人の名義を附して嘲笑の具とせんとの企は、學界では餘り感服しない事である。果して余は博士の此不當なる鞭を甘受すべき責任があらうか。抑も法則なるものを建設するには餘程慎重なる態度を必要とするのである。一二の事實ありとて直に歸納して法則を云々するが如きは大禁物である。而も他人の説から他人の名義を附した法則を斷定するのは、餘程の度胸を必要とする。

汐見第一則に就ては已に説明した。汐見第二則に至つては全くの虚構である。余が不足の數字を利用しないと明言してゐるのに、博士はわざ／＼算定し而も汐見なる名稱を附し余を攻撃せらるゝのである。誤解を一掃する爲め、余が不足金を計算しなかつた理由を一層明確に説明して置かう。

増俸運動の材料たる生計調査では支出の數字が最大限を示し、収入は最小限の數字たる事が普通である。特に本調査にては此勢が強い。蓋し収入には本俸、住宅料、年功加俸、臨時手當のみを數へた。然るに支出では十二月の年末賞與を豫期し平常以上に膨脹した消費の數字を含んでゐる。故に最大限の支出より最小限の収入を差引いた不足は、不足金額の最大限を示せる虚數に過ぎないから、余は強ひて算定しなかつたのである。然るに博士は例のマイナス法を用ひ而して汐見法則を建設せられたのである。否不足の大なりと云ふ一理由を以て、小學校教員に虚言者呼ばはりをしてゐられる。かくの如き立派に理由づけられる事實あるに拘らず虚言者と宣告さるゝ博

士は、論理の當然として當時同様の結果を示せる大阪稅務監督局員、仙臺稅務監督局員（俸給及び手當に對し家計費が五分乃至七割超過）其他の知識階級をも弾劾せらるゝに至るであらう。消費經濟學の専門家は何故我國の知識階級に冷酷なるか。

「不足の數字には餘り多くの學問的興味を有せず」と云つたのは、マイナス法——最大限最小限に顧慮なく全體より部分を引けば殘餘が残ると云ふ單純なる考方——を避けた所の余の主義である。第三種所得稅統計に於て此間違つた方法を適用せられた博士は、又余の材料につき同一の方法を繰返してゐられる。マイナス法を用ひなかつたのは、余の「卑怯」であつた爲めでなく學問的良心を有してゐるからである。

最後に一言したきは、森本博士の引用されたのは殆んど余の文章でない事である。蓋し余の文章は全體として意味をなすものであつて、余の文章の片言隻句を勝手につゞられて攻撃なさるゝのは、余にとつて迷惑至極である。例へば「自費云々」と云はれしも博士の思ひ違ひでなからうか。余が自分の論文を「ロートリーのヨーク研究に比し」た様に解せられたが、實は「York」と京都市とを比較したのであつて、余と「Roundtree」と對照したのでない。又「此研究方法こそ我國に最も適切なるものである」と述べたのは「京都市小學校教員千二百の諸氏の誠意の結果に出づ」の文章と共に、一方實質なる研究方法を普及すると共に、他方一家の秘密を披露し研究の犠牲となつて下まつた京都市小學校教員諸氏に對する余のせめてもの禮言である。甚だしきは「四十圓、七十圓と云ふ大穴が各階級に悉く表はれてゐる」と批評せられた如き、其冤罪なる事は博士の算定せられた不足數字の立派に實證してゐる所である。

第六 結 論

以上述べしが如く、森本博士は十二月下旬の前約を無視して所得稅統計につきましては申譯的の自己辯解を試みらるゝに止まり、戈を逆にして余の論文を誤解攻撃せらるゝのである。余は飽く迄

41) 拙稿：京都市小學校教員生計調査(本誌第十二卷第一號 167頁)

42) 105頁

43) 113頁

44) 114頁

余の説の正しく博士の説の誤謬たるを信じてゐる。

余がかく迄博士の数字を議論するのは、博士の所見が世間に誤解を惹いてゐるからである。既に文學士土田杏村氏の如きも、博士の数字を兎に角正しいものとして議論を進めてゐられるが、消費經濟學を専攻せらるゝ博士の現在の學界の地位から云へば當然である。故意に誇張したる我國の慘狀と樂園化したる米國の生計狀態とを数字的に比較對照せられたのであるから、動搖せる我國の人心に定めし大なる波紋を投げた事であらう。博士の研究の方面は寧ろ「澤庵瀆亡國」「丸帶廢止」「燥、襖、障子の廢止」等家政の方面に存し、此等の問題に何等の知識なき余は啓發せらるゝ所が多かつたのである。然るに家政學の研究を根據として試みられた所得分配統計論は、少くとも統計學上大なる缺陷があつた様に思へる。

余に對する博士の批評は餘りに感傷的の分子に富んでゐる。恐らく余の論文を熟讀せられなかつただらうと思ふから、寸暇に熟讀せられた上再び教示に預りたいものである。

「謝罪」⁴⁶⁾の豫告の下に博士は種々の批評を余に加へてゐられる。其中「研究法殊に統計學上の數式や數字を重んずる」⁴⁷⁾の批評だけは、余に對する分として御受けして置く。然し「研究者の力量」學徒として甚だ無責任「餘りに卑怯」「根據のない豫想なんぞあげて事實を隠し得るものでない」「致命傷」「沙見法則」特筆大書「蓋し之れ程著しい没理は學界に於て類が少いのであるから、私は是れ以上批評する勇氣を持たないのである」「當然陥るべき窮境」等は學術批評の範圍を逸脱したものであるから、別に答辯の必要もあるまい。特に「惡しき統計はなきよりも惡しきものである」と言ふ金言は然るべき方面へ御收めを願ふ。尙ほ甚だ遺憾な事であるが、單に不足金の太であると言ふ一理由を以て——其事は他に幾多類例もあり、又立派に理由づけらるゝに拘らず——博士は京都市小學校教員を「從來生計調査の主體となつた人に較べて未曾有の大虚言者」⁴⁸⁾と宣告せられたが、此斷定に對する博士の責任は、之を單に「文筆の罪」⁴⁹⁾のみに止めて置きたいものである。

45) 土田學士：享樂的なる所謂文化生活論を排す(解放大正九年九月特別號)

46) 103頁

47) 113頁

48) 113頁

49) 105頁

最後に余に對する「致命傷」⁵¹⁾として「エンゲルの向ふを張りて」と批評せられたが、これ又博士の御親切から出た言葉だと思つて有り難く頂戴して置く。之に關連して是非伺つて置きたい事がある。Engel が如何なる法則を發表したかの點である。試に我學界に就て見よう。山崎博士は「家族の貧困なるに従ひ總費用中食物に對する支出の割合増加し、而も其増加率は幾何級數的なり」と紹介し、吳博士も大體同様に「民貧なれば貧なるほど収入の愈々大なる部分を食料の爲めに費すものなり」と述べ共に一法則のみを擧げてゐられる。然るに森本博士は次の如く四則を主張せらるるのである。

「彼(エルンスト、エンゲル)博士は収入別によりて全家族を三階級に區別し、各費目の百分率を算出して、其結果有名なる消費に關する、エンゲルの法則」なるものを次の如く發表したのである。

家族の収入の増加に伴ふて 第一則：食費の百分率は次第に減す

第二則：衣服費の百分率は殆んど變りなし

第三則：住居費、光熱費の百分率は變化せず

第四則：教育、健康、娛樂費の百分率は次第に増加す⁵²⁾

其間多少相違がある様に思はれる。森本博士が、山崎、吳二博士の所説と異り、Engel が法則として上記四事實を發表したと云はるる以上、何れ有力なる根據が在ると思ふ、Engel が此四則を發表せし原著の頁數を明にし以て我幼稚なる消費經濟學界を啓發するは、草分たる博士の當然の權利である。「教員の生計調査を行はんとすれば、少くも Teacher's Salaries & cost of living の如きは如何に複雑なる著述であつても豫め之を精讀⁵³⁾せよと教へられたる博士であるから、必ずや寛大なる心を以て、後進の蒙を開いて下さるだらうと思ふ。(一〇、二、五)

51) 110頁
山崎博士：經濟原論 339-340頁
52) 111頁
53) 森本博士：生活問題 55-57頁
54) 吳博士：實際統計學 549頁
55) 115頁
56) 57) 102頁